

第7期（平成30年～32年）高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要

1. 計画の概要

本計画は、平成27年度から取り組んできた第6期計画が平成29年度で、終了することを受け、平成30年から32年までの3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業について取り組むべき事項を定めるものです。

本計画を策定することにより、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症対策、多様な生活支援サービスを充実していきます。

2. 法令の根拠

本計画は「老人福祉法」第20条の8の規定に基づく『高齢者福祉計画』及び「介護保険法」第117条の規定に基づく『介護保険事業計画』を密接な関係性を持つことから一体的に策定するものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

なお、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)を見据えた中長期的な視点を持ったものですが、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。

4. 計画の基本的な考え方

基本理念

本計画では、これまでの計画の基本理念の普遍性を踏襲しながらも、高齢者を取り巻く環境の変化を的確に捉え、地域コミュニティの重要性を再認識し、人材や社会資源を活用して地域全体で高齢者を支える体制づくりに取り組んでいくことが必要です。

そこで、本計画においては「笠間市第2次総合計画」における施策大綱のひとつである『相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域づくり』を基本理念として掲げ、高齢者が安心して日常生活を過ごせるとともに、それぞれが尊厳を保ちながら、健康づくりや生きがい活動など多様な社会参加を果たし、自分らしく生きることができる社会の実現をめざします。

基本目標

(1) 社会参加・生きがいづくりの推進

高齢者の多様性や自発性を十分に尊重しながら、様々な活動に参加できる機会を充実するとともに、地域づくりの担い手としても活躍できるよう支援します。

(2) 健康づくりと介護予防の推進

高齢者の生活習慣病や加齢・疾病による機能低下を防ぐ介護予防事業を充実させ、一人ひとりのニーズに合わせた健康で自立した生活の継続を推進し

ます。

また、この介護予防や重度化防止のための事業を、介護予防・日常生活支援総合事業等で実施し、自立支援の推進を行います。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が、地域で安心して暮らすために、関係機関や地域住民と協力し見守り体制の充実に取り組みます。

また、高齢者等支援が必要な方を支えるために地域全体で適切な組み合わせによるネットワークの構築を進めます。

(4) 質の高い介護サービスの基盤整備

介護が必要となった高齢者が、尊厳をもって生活することができるよう介護保険各種のサービスの充実を図り、適正なサービスによる自立した生活の継続を目指します。

さらに、家族の負担軽減及び相談支援体制の充実にも取り組みます。

施策の柱

本計画では当市が重点的に取り組むべき2つの施策の柱を設定します。

施策の柱1 地域包括システムの推進

(1) 介護予防の推進及び生活支援サービスの充実

高齢者の自立支援を推進し住民のニーズに合わせた事業を展開します。また、生活支援サービスを担う多様なサービス提供者の確保と支援を図ります。

(2) 介護と医療の連携

高齢者が安心して自宅で過ごすことができるよう医療関係の専門職と介護福祉関係者との連携を強化します。

(3) 高齢者にやさしいまちづくり

地域共生社会の実現を目指し、災害時発生時の見守り支援体制の強化や、住み慣れた地域での適正な住まいの確保や環境づくりを図ります。

(4) 認知症支援策の充実

認知症初期集中支援チームの充実を図り、認知症に対しての普及啓発を推進します。また、関係事業を通じての認知症予備軍の把握や予防事業への勧奨を進めます。

施策の柱2 介護保険の適正な運営

(1) 適切なサービスの提供

自立した日常生活が送れるよう居宅サービスの充実を図るとともに、在宅での介護が困難になった場合に適切な介護受けられるよう施設整備を進めていきます。

(2) サービスの質的向上

サービスの利用者や家族等が安心してサービスを選択できるよう支援

するとともに連携を通して地域全体のサービスの質的向上を図っていきます。また、財政の健全化のため保険料の適正な賦課と徴収に努めます。

(3) 介護人材の確保、定着、育成

介護支援専門員や医療関係専門職との共同研修実施等の地域全体のスキルアップを図ることにより、働きやすい環境をつくり人材の確保、定着、育成を進めていきます。

5. 市の地域包括システム

これまで身近な地域で必要なサービスを受けられる日常生活圏域（概ね 30 分以内で活動できる範囲）を合併以前の旧市町単位で設定してきました。今後も、地域包括ケアシステムの構築ためにこれまで培ってきた各圏域の関係性を考慮し、3つの日常生活圏域を維持するものとします。

本計画では、保健福祉部門に留まらない関係各課及び関係機関と情報や目的などを共有することにより連携するなど、取組の効果を総合的に高めていく仕組みづくりを目指します。

6. 地域支援事業

地域支援事業は介護予防するとともに介護状態になった場合においても、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう支援することを目的としており、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」で構成されています。